

東北学院大学法学部履修細則

平成23年度及び平成24年度入学生適用

第1条（趣旨） この細則は、東北学院大学学則（以下この細則中では「学則」とする）第21条の規定に基づき、法学部学生の履修に関して必要な事項を定めるものとする。

第2条（卒業要件） 卒業の資格を得るためには、学則第25条及び同第21条別表第2の「履修方法」に従い、所定の単位を修得しなければならない。

第3条（教職課程） 教育職員免許状授与の資格を得るためには、学則第21条別表第2及び第30条別表第3に従い、所定の単位を修得しなければならない。

第4条（開講基準） 授業科目は、学部が定める学年次に開講する。ただし特別の事情のある場合は、年度により、特定の科目を開講しないことがある。

第5条（受講の制限） 講義は、その内容、教室の都合等により受講資格を限定し、又は受講人数を制限することがある。

第6条（配当年次の履修） 授業科目は、学科課程に示された配当年次で履修しなければならない。ただし、在学年次より下級年次の授業科目は履修できる。

2 特別な開講形態をとる科目については、前項と異なる取扱をすることがある。

第7条（選択受講及び講義指定） 同一科目につき、二つ以上の講義が開講されているときは、選択して受講しなければならない。ただし、授業の都合上、受講すべき講義を特に指定しているときは、この限りではない。

2 前項ただし書きの規定にかかわらず、再履修の学生については、受講すべき講義の指定について例外的な扱いを許す場合がある。

第8条（学年次履修登録制限） 各学年次に履修登録をすることができる単位数は以下の通りとする。ただし、自由科目、教育職員免許状の教科に関する科目、教職等に関する科目は、これらの単位数に算入しない。

第一学年 48単位以下

第二学年 48単位以下

第三学年 48単位以下

2 前項の規定にかかわらず、三年次編入生、転学部生及び復学生は、必要な指導を経たうえで、第三学年次に60単位まで履修登録をすることができる。

第9条（履修登録届） 履修しようとする授業科目を所定の科目登録届により、学事暦の定める期間中に提出しなければならない。

2 前項の手続きをしない者は、受講することができない。

3 授業科目の履修登録は、学年の始めとする。

4 同一授業科目を同時に二つ以上登録することはできない。

5 他キャンパス開講科目を履修する場合は、受講する前後の1コマを移動時間として空けなければならない。なお、礼拝時間及び昼休み時間は移動時間として認めない。

第10条（外国人留学生及び帰国生の履修及び科目の振替） 外国人留学生及び帰国生の非専門科目の履修については、学則第21条別表第2の「履修方法」に従い、その一定範囲の単位を外国人留学生科目についての単位で代えることができる。

第11条（試験の実施） 試験の実施に関しては、学則第37条及び同条に基づく「試験施行細則」に依るものとする。

第12条（転学部・復学・再入学・年度を超えた復籍をした者の履修） 転学部、再入学及び年度を超えた復籍をした者の履修は、当該学年の学科課程表及び履修細則を適用する。また、休学後復学した者の履修は、休学時の学科課程表及び履修細則を適用する。

第13条（編入学生の履修） 編入学生の履修については、編入時の学科課程表及び履修細則を適用する。

2 編入学前の大学等で修得した単位については、法学部教授会の議を経て学部の単位として認定することがある。

第14条（単位の認定） 授業科目については、学則第24条の2の定める基準により単位を授与する。

2 一度単位を修得した授業科目を再度受講しても単位は認めない。

第15条（新入生の既修得単位の認定） 大学等を卒業又は中途退学し、新たに本学部の1年次に入学した学生の、本学入学前の既修得単位は、学部教授会の議を経て、30単位を限度として認定することがある。

第15条の2（他の大学または短期大学における授業科目の履修） 在学中に単位互換の協定を締結している他大学開講科目を履修し、単位を修得した場合には、学則第24条の3に基づき、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位については、そのすべてまたは一部につき、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

3 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条に定める留学において修得した単位のうち、前項によって与えられた単位数を差し引いた部分については、第1項を適用し、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

4 第1項、第2項及び第3項の規定により修得した単位

の取り扱いについては、学則の定めによるものとする。

- 5 第1項、第2項及び第3項の規定により修得した単位は、この規程の第15条及び学則第24条の5により本学において修得したものとみなす単位数とあわせて48単位を超えないものとする。

第15条の3（大学以外の教育施設等における学修の単位認定）

实用英語技能検定、TOEFL及びTOEICは、学則第24条の5第1項の規定に基づき、これを本学における授業科目の履修とみなし、必要な指導を受けたうえで、次の場合に、外国語科目第1類「英語Ⅱ（実用）」の単位を与えることができる。

实用英語技能検定準1級以上、TOEFL（Internet-Based Total Score）61点以上、TOEICスコア600点以上のいずれかを取得して単位認定の申請を行い、その申請が認められた場合

- 2 すでに「英語Ⅱ（読解）」又は「英語Ⅱ（会話）」の単位を修得している場合であっても、前項に該当する場合は同様とする。
- 3 实用フランス語技能検定、ドイツ語技能検定、及び、中国語検定は、学則第24条の5第1項の規定に基づき、これを本学における授業科目の履修とみなし、次の場合に、必要な指導を受けたうえで、外国語科目第2類の当該外国語科目の単位を与えることができる。

实用フランス語技能検定準2級（ただし、平成17年度以前に実施された实用フランス語技能検定においては2級）、ドイツ語技能検定2級、及び、中国語検定2級（ただし、平成16年度以前に実施された中国語検定においては準2級）以上を取得して単位認定の申請を行い、その申請が認められた場合。

- 4 すでに外国語科目第2類のいずれか一科目の単位を修得している場合において、当該言語とは異なる外国語につき前項に該当する場合も同様とする。
- 5 第2項及び第4項の場合、申請により、当該科目に代えて、必要な指導を受けたうえで専門教育科目第8類「コミュニケーション技能」の単位を与えることができる。
- 6 法学検定試験は、学則第24条の5第1項の規定に基づき、これを本学における授業科目の履修とみなし、次の場合に専門教育科目第8類「法学専門技能」の単位を与えることができる。

必要な指導を受けたうえで2級試験に合格し、単位認定の申請を行い、その申請が認められた場合。

第16条（改廃） この細則の改廃は、法学部教授会において行なう。

附 則

この細則は、2006（平成18）年4月1日から施行する。

附 則

1. この細則は、2007（平成19）年4月1日から施行する。
2. 第15条の3は2006年度（平成18年度）在学学生か

ら適用する。

附 則

1. この細則は、平成20（2008）年4月1日から施行する。
2. 平成18（2006）年度及び平成19（2007）年度入学生については第2条、第3条、第10条の「別表第2」を「別表第1」に、「別表第3」を「別表第2」に読み替える。

附 則

1. この細則は、平成24（2012）年4月1日から施行する。
2. 第15条の3第6項の「2級試験」を「アドバンス〈上級〉コース試験」に読み替える。